

ニュース④

住宅再建のために必要な道路の支援制度 《宅地開発と一体で整備した道路を買い上げます》

市は、これまで、被災された方々の住宅再建を促進するため、市の直接発注による道路整備と合わせ、道路工事支援事業補助金制度による支援を行ってきたところです。

このたび、その支援制度に加え、民間事業者などが、宅地開発と一体的に整備する道路について、市が買い上げることで、住宅再建を支援する制度を創設しましたので、お知らせします。

▼買い上げの対象になる道路

- ① 複数の被災世帯が住宅再建する際に、市道などと接続するために必要となる道路。
- ② 市道と同等の規格を有する道路。

(※幅員5m以上であって、舗装、ふた付側溝が設置されるなどの条件があります。)

▼制度の利用を希望する人へ

事前に、市建設課との協議が必要になりますので、相談してください。
詳しくは、建設課道路河川係(内線403、406)まで。

ニュース⑤

個別再建を考えている皆さんへ 《がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を》

▼事業の概要

高台への新たな住宅の建設および土地購入のため、金融機関などから融資を受けた場合に発生する利子相当額の補助、被災した住居の除去費などに対する補助を行うもの。

事業の申出を行った時点で、浸水した土地が災害危険区域に指定され、住居の建設ができなくなります。

▼対象者

東日本大震災発生時に浸水区域に居住していた世帯で、自分で探した高台等に個別再建を考えている人。

※1. 高田地区・今泉地区土地区画整理事業の区域内に居住していた人は、補助の対象になりません。

※2. 災害危険区域指定前に、工事の着工、住宅再建にかかる一切の契約(建築工事、土地付建売住宅の売買等契約)を行っていた場合は、補助の対象になりません。

※3. がけ地に限らず、浸水区域であれば対象になります。

▼補助金の額

除去等費	危険住宅の除去などに要する費用(撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費など)に対する実費補助	78万円
建設助成費	新たな住宅の建設または購入(土地の購入を含む)のため、金融機関などから融資を受けた場合の利子相当額に対する補助	建物の限度額 444万円
		土地の限度額 206万円
		造成の限度額 58万円

▼事業の流れ



詳しくは、被災者支援室(内線413)まで。

ニュース⑥

住宅再建等個別相談窓口を開設しています

震災により被災された皆様の住宅再建について、個別相談窓口を開設しています。

- ◇相談日 毎週月曜日から金曜日(祝日を除く)
- ◇時間 午前8時30分から午後5時(午後5時以降は事前に連絡してください)
- ◇場所 市役所4号棟1階「復興対策局」
- ◇対象 震災により住宅が全壊または半壊し、住宅の再建を検討している人、または防災集団移転促進事業による移転を検討している人
- ◇内容 震災復興計画における集団移転事業や自力再建についての相談など
- ◇その他 土地区画整理事業区域内に土地を所有している人は、都市計画課

(内線441~443)までお問い合わせください。

詳しくは、復興対策局(内線432、436)まで。



復興対策局は4号棟の1階です

復興News 陸前高田

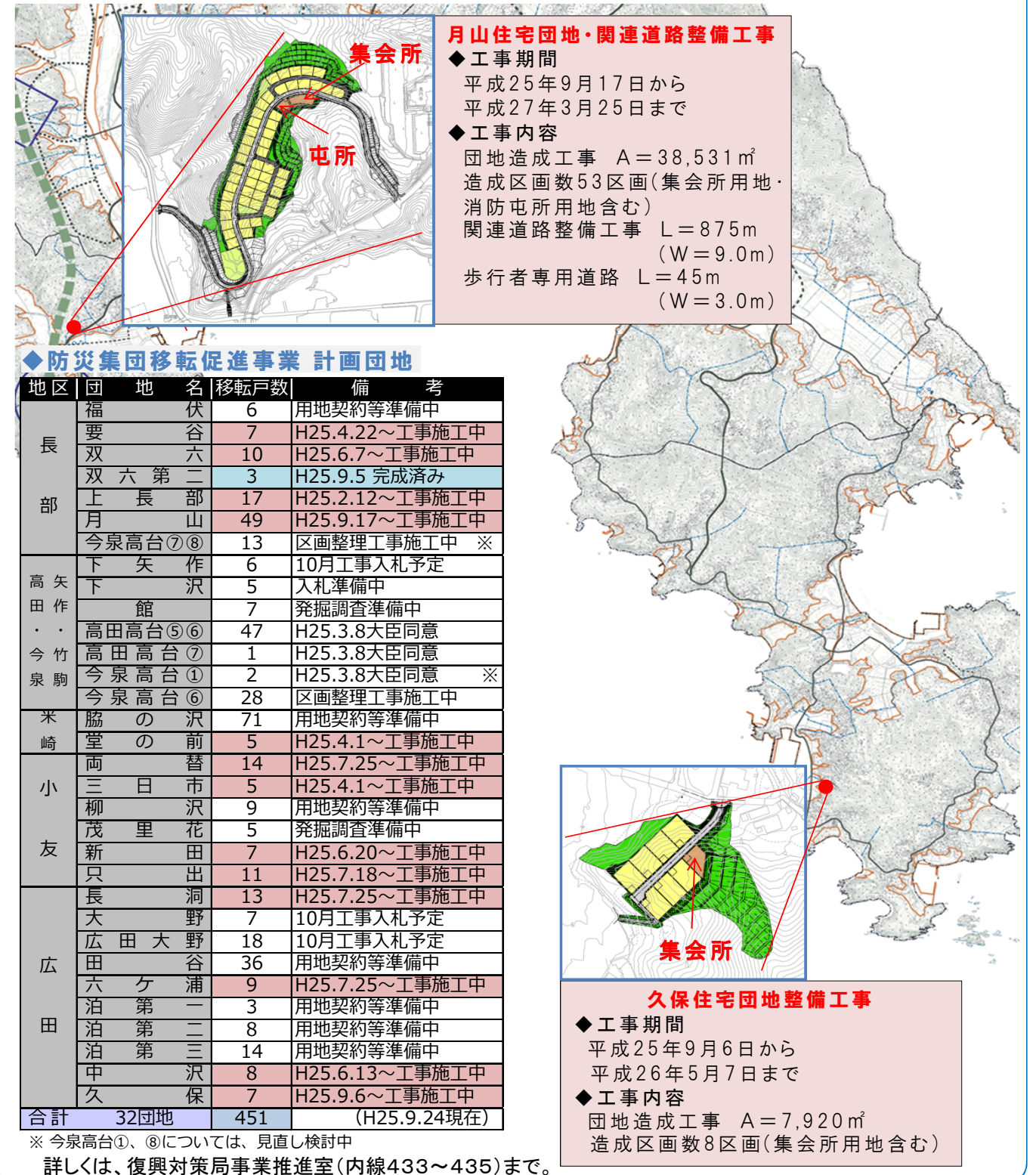
＜第10号＞

平成25年10月発行
陸前高田市復興対策局

ニュース①

防災集団移転促進事業 新たに2団地の工事に着手 《気仙町月山、広田町久保地区が加わり、着手は計14団地に》

気仙町月山・広田町久保地区において、住宅団地や関連道路の整備に着手しました。これにより、計画している防災集団移転促進事業全32団地のうち、14団地で工事が進むことになります。本事業における計画団地ごとの進捗状況は、下表のとおりです。



ニュース② 被災した土地の買取のお知らせ

《10月下旬に米崎・下矢作・竹駒地区の土地売買契約を行います》

市は、今年度から地区ごとに被災した土地の売買契約を進めています。10月下旬には米崎・下矢作・竹駒地区の契約会を開催予定です。10月中旬に、市から地権者の皆さんに契約書類を発送しますので、内容の確認をお願いします。

なお、**相続が済んでいない、抵当権が抹消されていない、土地の境界が確定していない、土地に浄化槽や井戸などが残っているなどの土地は、すぐに契約できません**。相続や抵当権抹消手続きは、地権者が行うことになっていますので、あらかじめご了承ください。

これから契約をする皆さんへ

▽**契約期限** 平成27年9月30日

※上記期限までに、相続登記、抵当権抹消、浄化槽や井戸などの撤去を済ませて、契約してください。

▽**相続登記** まだ相続登記が完了していない人は、司法書士などに委託して、早めに相続登記を済ませてください。

▽**抵当権抹消** 買取対象の土地に抵当権が設定されている場合は、抵当権者（金融機関など）に相談し、抹消手続きを進めてください。**ローンの残高がない場合でも、登記簿上に抵当権が残っている場合があります**。その場合は、抵当権者から「支払完了の証明書」を受領し、抹消登記を行ってください。なお、**ローンが残っている場合でも、土地の売買代金を返済に充てることによって、抵当権を抹消できる場合もあります**。その際は、抵当権者に相談してください。

▽**共有地** 共有名義の土地は、共有者すべてが同意しなければ契約できませんので、あらかじめご了承ください。

▽**支障物件** 浄化槽、便槽、井戸、擁壁、小屋、植木、庭石などは、**契約前に撤去が必要です**。**移転費用は最大78万円まで補助されますので、申請の際は、①業者の見積書、②撤去前の写真を復興対策局に提出してください**。なお、**駐車場のアスファルト、土留めなどは撤去する必要がありません**。

▽**その他** 買取り希望の土地を漁業等で使用している場合は、別途ご相談ください。

契約を終えた皆さんへ

年明けに確定申告をしましょう

今年中に土地売買契約を終えた人は、年明けに確定申告が必要になります。申告の際は、契約時に渡した「**買取証明書**」を**申告会場に持参**してください。

本事業（防災集団移転促進事業）で売買した土地の場合、**居住の土地（震災当時、地権者が居住していた土地）は3,000万円まで、非居住の土地（震災当時、地権者が居住していなかった土地）は2,000万円まで、特別控除が受けられます**ので、忘れずに申告しましょう。

なお、土地の譲渡によって、今年の所得が増えた場合、翌年の住民税額や国保税額が増える場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、り災証明書を持っている人は、契約書に収入印紙を貼る必要がありませんので、契約書に、り災証明書を添付しておいてください。

土地代金の支払いは契約日から約3カ月後

契約後、土地の所有権を地権者から陸前高田市に移転した後に、支払い手続きに移るため、**契約した日から土地代金の振込までは、約3カ月程度**かかります。あらかじめご了承ください。

なお、振込の際は、市会計課より「口座振込通知書」が届きますので、確認してください。

詳しくは、復興対策局復興対策係（内線432、436）まで。

ニュース③ 災害公営住宅への入居 意向調査と仮申込の受付を実施

《入居希望を正確に把握するためにご協力を》

市および県では、市内12地区において、災害公営住宅の計画・整備を進めており、平成26年度から工事が完了する団地ごとに、順次入居が可能となります。

各地区の入居希望世帯数を把握し、入居を希望する皆さんに、円滑に入居していただくことを目的として、被災者の皆さんを対象に、「災害公営住宅入居意向調査」および「災害公営住宅入居仮申込書の受付」を行います。

下記事項に留意し、回答にご協力をお願いします。

今回は、加算支援金を受領するなど、再建済みである世帯を除いた「り災世帯」に、10月7日ごろから調査票を送付します。再建済みでない世帯であって、調査票が届かない場合には、下記担当まで連絡をお願いします。

注意事項

1. 今後の再建の判断材料として「災害公営住宅ガイドブック」を同封しますので確認してください。
2. 災害公営住宅への入居希望を把握する重要な調査ですので、**災害公営住宅への入居を希望する、希望しないにかかわらず、必要事項を記入の上、提出をお願いします**。

調査の流れ

1. 災害公営住宅入居意向調査に必要事項を記入してさい。
災害公営住宅への入居希望の有無を記載してください。
↓
災害公営住宅への入居を希望しない人は、調査票のみ返送してください。
2. 災害公営住宅入居仮申込書には、災害公営住宅に入居を希望する世帯ごとに必要事項を記載してください。
3. 10月25日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて投函してください。



下和野地区災害公営住宅 完成イメージ

詳しくは、建設課住宅推進係（内線404）まで。